

評価シート記入要領

市民参加評価

市民参加実施結果シートに関する評価シート（市民参加）は、下記の視点から検討し、記入してください。

①市民参加手続の選択について

■市が対象事項を実施する際、条例で規定された次の市民参加手続のうち、適切な方法を選択したか。また、内容は適切であるか。

- (1) 審議会等
- (2) パブリックコメント
- (3) 市民説明会
- (4) アンケート
- (5) ワークショップ
- (6) その他（公聴会等）

※評価区分

A	当該事業の趣旨からみて、選択した方法及び内容がとても適切であり、他の事業の模範となると判断された場合
B	当該事業の趣旨からみて、選択した方法及び内容が適切であると判断された場合
C	当該事業の趣旨からみて、選択した方法及び内容が適切とは言えないと判断された場合

②市民参加手続のスケジュールについて

■市民参加手続の実施時期が、市民の意見を反映させるのに適切な期間で行われたか。

■市民参加手続を実施する際に、次のとおり条例等で定められた実施期間で実施できたか。

(1) 審議会等

審議会等の会議開催日の1週間以上前に広報又はホームページ等により公表する。

(2) パブリックコメント

次の事項を事前に公表し、意見の募集期間は告知日から30日以上期間とする。やむを得ない理由がある場合は、その理由を公表することにより3週間とすることができる。

- ・対象とする事案及び事案の趣旨並びに目的
- ・対象とする事案の内容及び関連資料
- ・意見の提出先、提出方法及び提出期限

- ・意見を提出することができる者の範囲

(3) 公聴会

意見の提出期限の4週間前までに、次の事項を公表する。

- ・公聴会の開催日時及び開催場所
- ・対象とする事案の内容
- ・対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項
- ・公述人となることができる者の範囲及び意見の提出期限
- ・公聴会終了後、検討結果等の公表の予定時期

※評価区分

A	市民参加手続のスケジュール及び内容がとても適切であり、他の事業の模範となると判断された場合
B	市民参加手続のスケジュール及び内容が適切であると判断された場合
C	市民参加手続のスケジュール及び内容が適切とは言えないと判断された場合

③事業内容や市民参加手続に関する市民等への情報提供について

- 情報提供が分かりやすく行われたか。
- 市民等に分かりやすい語句や文章（専門用語や行政用語についての説明がなされている等）で情報提供が行われたか。
- 市民が意見を述べやすい工夫（パブリックコメントを実施する際に事前若しくは同時に説明会を実施する等）がなされているか。
- 案件に応じた独自の方法で情報提供を行ったか。

※評価区分

A	市民への情報提供の方法及び内容がとても適切であり、他の事業の模範となると判断された場合
B	市民への情報提供の方法及び内容が適切であると判断された場合
C	市民への情報提供の方法及び内容が適切とは言えないと判断された場合

④総合評価

■①～③の評価を鑑みて、以下の3つの評価区分から選択してください。

※評価区分

A	当該事業の市民参加手続及び事業（計画の策定等）のプロセスがとても優れており、市民参加の実施効果が大いにあり他の事業の参考になると判断された場合
B	当該事業の市民参加手続及び事業（計画の策定等）のプロセスが優れており、市民参加の実施効果があったと判断された場合
C	条例で規定された市民参加手続及び事業（計画の策定等）のプロセスは適切に実施されているが、実施効果が分からないため、手法等の改善の工夫が必要と判断される場合
D	条例で規定された市民参加手続が実施されておらず、事業（計画の策定等）のプロセスにも不足があり、市民参加の実施効果があったとは言えず改善が必要と判断された場合

⑤コメントについて

■ 当該対象事業についての市民参加の運用について、特筆して評価できる点、改善点等の指摘や意見があれば評価シート（市民参加）に記入してください。

市民協働事業評価

市民協働事業評価シートに関する評価シート（市民協働）は、下記の視点から検討し、記入します。

①協働までのプロセスについて

- 団体と行政の間で、事業の目的や課題、目指す成果が共有されていたか
- 協働で事業設計が行われたか

評価区分

A	当該事業の目的・課題等を共有し協働で事業設計が行われ、協働に至る過程がとても適切であり、他の事業の模範となると判断された場合
B	当該事業の目的・課題等を共有し協働で事業設計が行われており、協働に至る過程が適切であると判断された場合
C	当該事業の目的・課題等を共有し協働で事業設計が行われておらず、協働に至る過程が適切とは言えないと判断された場合

②協働体制について

- 協働における役割分担が明確で対等あったか
- 協働中の情報共有やコミュニケーションは適切であったか
- トラブルや課題に対する協議・調整が円滑だったか

評価区分

A	役割分担や情報共有、課題への対応等の協働体制がとても適切であり、他の事業の模範となると判断された場合。
B	役割分担や情報共有、課題への対応等の協働体制が適切であると判断された場合
C	役割分担や情報共有、課題への対応等が適切とは言えないと判断された場合

③結果・振り返り

- 事業を実施した結果と課題の整理、共有がされているか
- 単独でなく協働することにより得られた効果について

評価区分

A	当該事業の結果から、協働による大きな効果があり、他の模範となると判断された場合
B	当該事業の結果から、協働による効果があると判断された場合
C	当該事業の結果から、協働による成果があったとは言えないと判断された場合

④総合評価

- ①～③の評価を鑑みて、以下の4つの評価区分から選択してください。

※評価区分

A	当該事業の市民協働に至る過程及び協働体制がとても優れており、単独でなく協働することにより得られた効果が大きいあり、他の事業の模範になると判断された場合
B	当該事業の協働に至る過程及び協働体制が優れており、協働による効果があったと判断された場合
C	当該事業の協働に至る過程及び協働体制が適切であったが、協働による効果があったとは言えないと判断された場合
D	当該事業の協働に至る過程及び協働体制に不足があり、協働による効果があったとは言えず改善が必要と判断された場合

⑤コメントについて

- 当該対象事業について、特筆して評価できる点、改善点等の指摘や意見があれば評価シート（市民協働）に記入してください。